

## トピックス

# 農林水産省の組織再編について

農林水産省植物防疫課 坂本清彦

## はじめに

農林水産省では、2003（平成15）年7月1日付けで新局の設置を含む組織改正を行った。植物防疫関係についても、同日付で新局への移行、新しい係の設置、地方農政局における課組織の再編などが行われたところである。本稿では、これら今回の農林水産省組織全体の再編の概要と併せ、植物防疫関係組織の再編の概要を紹介する。

## I 農林水産省組織再編の背景

2001（平成13）年のBSE感染牛の国内での確認、その後の食肉偽装事件、無登録農薬の使用などの一連の事件が発生し、食の安全・安心への国民の信頼が揺らぐ事態に至ったことで食品安全行政、農林水産行政のあり方が厳しく問われることとなった。このような事態の中で、政府は国民の健康の保護を最優先として食品の安全の確保に取り組むため、①人の健康に及ぼす影響についての科学的な評価を行い（リスク評価）、②科学者、消費者、生産者、事業者、行政などが互いに情報や意見を交換しながら（リスクコミュニケーション）、③行政がこれら関係者と協力して、健康に重大な悪影響が生じないようリスクを抑える対策を決定・実施する（リスク管理），といふいわゆる「リスク分析」手法を導入することとし、この理念を盛り込んだ食品安全基本法を制定した。これを受けた食品安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を新たに設置するとともに、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力して、リスク評価に基づいた食品のリスク管理を担当することとなった。

これらリスク管理体制整備関係の再編と併せ、農林水産行政をめぐる諸情勢の変化に対応すべく、食糧庁や統計情報関係部局の組織再編を行うため、農林水産省設置法の一部を改正する法律案が第156通常国会で成立し、さらに、農林水産省組織令の一部を改正する政令その他組織体制整備のための法令が公布され、2003（平成15）

年7月1日から農林水産省は新組織体制で新たな農林水産行政の確立に向けて取り組むことになった。

## II 農林水産省組織再編の概要

組織再編の内容として、①消費者行政とリスク管理部門を一体的に担う消費・安全局の新設等、食品のリスク管理部門の強化、②食糧庁を廃止し、主要食糧とその他の農産物に関する施策を総合的に推進するなど、食料の安定供給確保のための取り組みの強化、③環境政策への総合的な取り組みをはじめ農林水産分野をめぐる環境変化に対応するための体制整備を行ったところである。

### 1 食品のリスク管理強化

食品のリスク管理部門の強化については、これまで農林水産省における食品安全行政が産業振興と同じ部局で実施され、消費者の意見等が適切に反映されにくく、産業振興部門に比べ食品安全や消費者行政が軽視される傾向にあったことに対する反省を踏まえ、リスク管理部門を産業振興部門から分離し消費者行政と一体化して強化することとしたものである。このための組織改正として、新たに本省に消費者行政とリスク管理を統一的に担う消費・安全局を設置するとともに、地方においては全国7か所の地方農政局に消費・安全部を設置、さらに現在の食糧事務所を廃止し、地方農政局の下で食品のリスク管理業務を中心に主要食糧業務を併せ行う地方農政事務所として再編したところである。

### 2 主要食糧業務とその他の農産物に関する施策の総合的な強化

食料自給率が低下し、食料の安定供給の重要性が高まるなか、これまで食糧庁が担ってきた主要食糧業務を、総合食料局においてその他の農産物に関する施策と一緒に実行うこととしたものである。このため、食糧庁を廃止する一方、新たに食糧部を総合食料局に設置し、総合食料局において主要食糧に関する施策を含めた食料品や農産物の安定供給政策を担うこととした。特にコメ政策の改革についても、食糧部を中心に万全の体制で取り組むこととしたところである。

### 3 その他の組織再編

上記の再編に加え、①バイオマス対策や地球温暖化対

Reorganization of Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries. By Kiyoaki SAKAMOTO

（キーワード：農林水産省、消費・安全局、食の安全と安心）

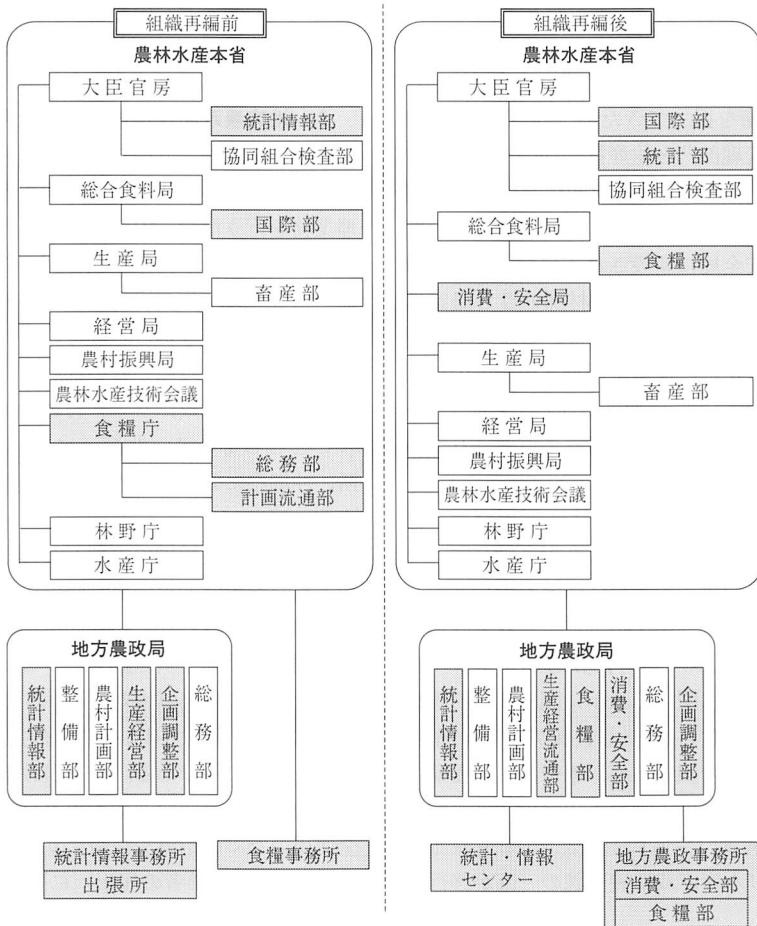


図-1 新旧組織の比較

策など農林水産省における環境関連政策の立案を全省的見地から一元的に行う環境政策課を大臣官房に設置、②農林水産行政に係る国際問題の広がりに対応するため、大臣官房に全省的見地からの対外政策の立案等を行う国際部を置くとともに、国際的ルールと国内制度の調和を図るために省横断的な調整に当たる総括審議官（国際担当）を新設、③地方統計情報組織を改組し、国民への政策情報の説明等を行う「統計・情報センター」を設置するとともに、本省大臣官房情報システム課および統計情報部を再編し、統計関係業務は新設する統計部において、情報関係業務は情報受発信の企画立案を担うべく新設される情報課で担当することとするなどの組織再編を行ったところである（図-1）。

### III 植物防疫関係組織の再編

#### 1 本省における組織再編について

今回の農林水産省組織再編により、これまで生産局に

おいて病虫害の防除や植物の輸出入に係る検疫に関する事務を行ってきた植物防疫課は、農薬を使用する病害虫防除や検疫における消毒等の食品安全に密接に関連する業務を行っており、これらは食品安全に関する事務と一体的に行われるのが適当であるとして、消費・安全局に移行したところである。法令に定められた植物防疫課および検疫対策室等の所掌事務や植物防疫法の目的に変更はなく、これまでどおり海外からの病害虫の侵入および蔓延を防止し、農業生産の安全を図ることとしているが、農林水産行政をめぐる最近の情勢を踏まえ、消費・安全局に移行した植物防疫課としては食品の安全確保に十分留意しつつ業務を遂行していく必要がある。

また、消費・安全局への移行と同時に、植物防疫課に近年各地から要望が高まっている鳥獣害対策のうち技術改善に係る事務を行う鳥獣害対策係、および検疫対策室に病害虫の侵入警戒や侵入病害虫に対する初動対応を担う監視指導係が新設され、それぞれの観点から一層万全

な植物防疫対策の実施に当たることとしたところである。

さらに、これまで生産局において農薬の生産、流通、安全性の確保等の事務を担ってきた旧 生産資材課の農薬対策室は、リスク管理部門と生産振興部門を分離する観点から、旧 生産資材課のうち肥料関係部門および生産局の農産振興課が担っていた農地の土壤汚染防止部門等とともに、消費・安全局に新設される農産安全管理課に移行することとなった（旧 生産資材課のうち農業機械関係事務は生産局農産振興課に移行）。農産安全管理課においては、このほかに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ議定書担保法）の施行事務も行うこととされている。

なお、植物防疫課および農産安全管理課のほか、消費・安全局には、局全体の総合調整等を担う総務課、一般消費者の利益の保護や食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画および立案を担う消費・安全政策課（総合食料局旧 消費生活課が移行）、JAS 法に基づく食品表示や農林物資の品質に関する表示に関する事務等を担う表示・規格課（総合食料局旧 品質課が移行）、畜産物および水産物の食品安全関係事務、家畜および養殖水産動植物の衛生、輸出入に係る動物等の検疫、獣医療等の事務を担う衛生管理課（生産局畜産部旧 衛生課並びに飼料課の一部および水産庁栽培養殖課の一部が移行），

消費者等の関係者との意見の交換や食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務を担う消費者情報官が新設されたところである（図-2）。

## 2 地方農政局等における組織再編について

各地方農政局においては、本省の消費・安全局の新設および食糧庁の廃止に伴い、消費者行政およびリスク管理業務を行う消費・安全部と主要食糧業務を行う食糧部が新設されるほか、生産経営部から生産、経営および流通対策等を行う生産経営流通部への改組、統計情報部の統計部への改組等が行われた。また、食糧庁組織の廃止に伴い、地方農政局のない都府県に地方農政事務所が置かれ、消費者行政、リスク管理および主要食糧業務を行うこととしている（北海道においては北海道農政事務所、沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局がこれらの事務を担当）。

植物防疫関連組織の再編としては、消費・安全部に新設された安全管理課の植物防疫係が、これまで旧生産経営部農産課で行われていた病虫害の防除、発生予察、農薬に関する事務を引き続き行うこととしている。なお、安全管理課には鳥獣害対策に関する連絡調整等を行う鳥獣害対策係が新設され、鳥獣害対策に係る体制の強化が図られたところである。地方農政事務所等においては、病害虫防除に直接関連する事務は行わないが、農薬の安全使用のための指導や法令に基づく農薬使用に係る届出（くん蒸を行う業者の届出）に関する事務を行うこと

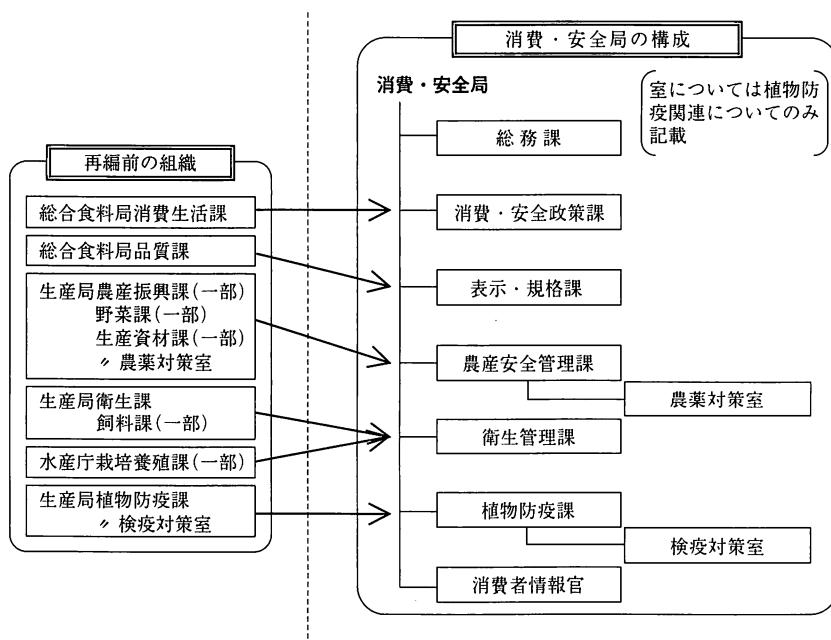


図-2 消費・安全局の構成

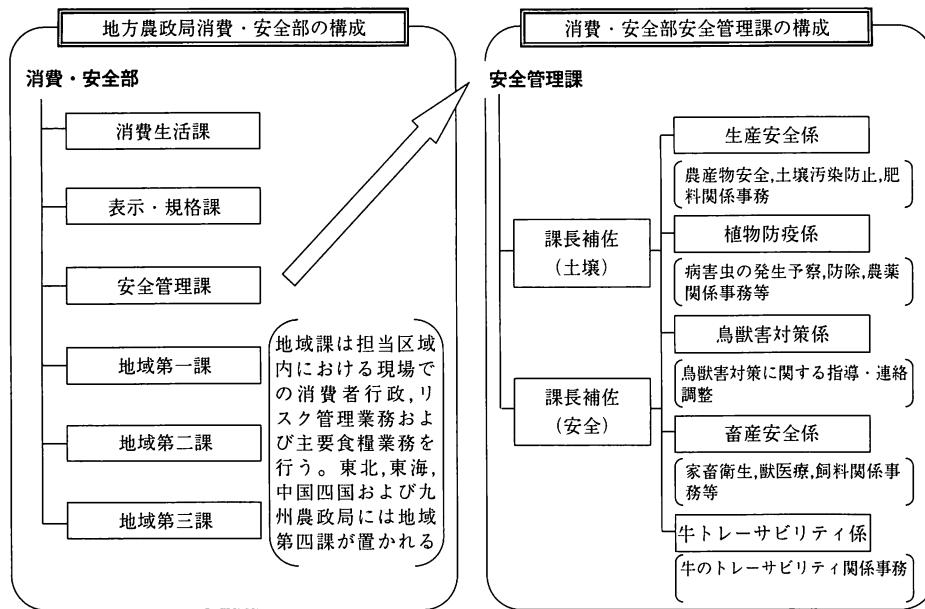


図-3 地方農政局消費・安全部および安全管理課の構成

している(図-3)。

### おわりに

今回の農林水産省組織再編は、近年の食品の安全に対する国民の信頼を脅かす事件が続発したことを受け、食品安全行政、農林水産行政の大幅な見直しを図ったことによるものである。病虫害の防除および輸出入植物の検

疫を担ってきた植物防疫課および検疫対策室としては、引き続きこれら従前の業務の遂行に万全を期すとともに、前述のように食品の安全確保に資する観点からのアプローチが必要となっており、また、農薬関係業務についても、新局において安全な農薬使用のための施策の実施に一層努めていく必要があることから、今後の植物防疫関係各位のさらなるご指導、ご鞭撻をお願いしたい。

(5ページから続き)

#### (植物防疫所関係)

大城成良氏(門司植物防疫所統括植物検疫官)は、那覇植物防疫事務所長へ  
 佐藤成良氏(横浜植物防疫所業務部次席植物検疫官)は、横浜植物防疫所業務部統括植物検疫官(種苗担当)へ  
 入江俊氏(同上所業務部統括植物検疫官)は、同上所調査研究部統括調査官(企画調整担当)へ  
 江口寛明氏(同上所調査研究部統括調査官)は、門司植物防疫所統括植物検疫官(総括及び輸入検疫担当)へ  
 堀内義久氏(同上所成田支所統括植物検疫官)は、横浜植物防疫所成田支所次長へ  
 正司定氏(広島食糧事務所山口北部支所庶務課長)は、門司植物防疫所福岡支所庶務課長へ  
 前田朝達氏(那覇植物防疫事務所長)は、退職  
 田中健市氏(横浜植物防疫所成田支所次長)は、退職

#### (独立行政法人農薬検査所)

小峯喜美夫氏(農薬審査官)は、調査役へ  
 西澤幸夫氏(農薬審査官)は、調査役へ  
 亀田浩氏(農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課振興班遺伝資源係長)は、企画評価室室長補佐へ  
 湯村勇治氏(東京食糧事務所地域第一課業務管理官兼農薬検査所)は、検査部検査調整課課長補佐(取締)へ  
 佐々木隆氏(毒性検査課毒性第1係長)は、同上部毒性検査課課長補佐(作業安全)へ  
 鶴澤繪美氏(食料管理講習所兼農薬検査所)は、同上部同上課毒性第2係長へ  
 稲生圭哉氏(検査部農薬残留検査課残留検査第2係長)は、同上部農薬環境検査課大気検査係長へ  
 横山央子氏(同上部毒性検査課毒性第2係長)は、同上部化学課製剤第2係長へ  
 宮地修平氏(同上部農薬環境検査課)は、同上部農薬残留検査課へ